

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者及び役員選出に関する規則

規則第 5 号

2009 年 4 月 1 日制定

2015 年 6 月 27 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款に基づき、役員候補者選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員候補者の種類)

第 2 条 この規則において役員候補者とは、理事候補者及び監事候補者をいう。

(理事の区分及び定数)

第 3 条 理事を次のとおり区分する。

- (1) 会員理事 6 名以上 10 名以内で選挙管理委員会が告示した数
- (2) 会員地区ブロック推薦理事 7 名

(監事の区分及び定数)

第 4 条 監事を次のとおり区分する。

- (1) 会員監事 2 名

(役員候補者選出方法)

第 5 条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員候補者は立候補制とする。ただし、第 3 条、第 4 条の定数以下の場合は、その者を役員候補者とする。第 3 条 1 号及び第 4 条の定数以上の場合は、正会員による単記無記名選挙を行い、役員候補者を選出する
- (2) 立候補者が定数に満たない場合は、不足する役員候補者数を対象に立候補の再受付を行う
- (3) 前号の選出方法は、(1) 号の規定に準ずるものとする
- (4) 会員地区ブロック推薦理事候補者は、地区ブロックが推薦する者とする

(会員理事候補者・会員監事候補者の立候補)

第 6 条 会員理事候補者・会員監事候補者に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、定款第 5 条第 1 項第 1 号に規定する正会員であること

- (2) 第7条第4項に定める立候補受付期間内に立候補したこと
 - (3) 立候補手続きを当会の定める方法（郵送の方法）により行ったこと。なお、締切日の消印は有効とする
 - (4) 所定の立候補届に立候補理由その他理事会が定める記載事項を明記した上で、立候補したこと
 - (5) 選挙管理委員でないこと
- 2 立候補者は、立候補にあたり正会員3名の推薦者を必要とする。なお、推薦者は次の各号の要件を全て満たさなければならない。
- (1) 所定の推薦書に推薦理由その他理事会で定める記載事項を明記すること
 - (2) 推薦者1名につき、1名を超える推薦を行っていないこと
 - (3) 当該選挙における立候補者でないこと
 - (4) 選挙管理委員でないこと

（選挙管理委員会）

第7条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員定数は、3名とする。
- 3 選挙管理委員会は、会員理事・会員監事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
- 4 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえなければならない。

（選挙管理委員）

第8条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し事務局で抽選により選出され、会長が委嘱する。

- 2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。
- 3 選挙管理委員は、会員理事候補者・会員監事候補者に立候補し、または立候補者を推薦することはできない。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 5 選挙管理委員の任期は、その就任時から役員改選にあたる総会の当日までとする。
- 6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

（役員候補者名簿の公示）

第9条 選挙管理委員会は、第5条に規定する選挙を行う場合は、立候補者名簿を期日前投票の10日前までに、会員に送付しなければならない。

(役員候補者名簿の提出)

第10条 選挙管理委員会は役員候補者が選出され次第、速やかに役員候補者名簿を理事会に提出しなければならない。

(役員を選出)

第11条 理事会は選挙管理委員会から提出された、役員候補者名簿を総会に提示し、議決を求めなければならない。

- 2 理事・監事は、前項の役員候補者名簿に記載された者について、総会の議決により選出する。
- 3 前項の総会の議決は、役員候補者名簿を一括して採決するものとする。

(役員の名簿公表)

第12条 理事会は、会報等により役員名簿を次のとおり公表するものとする。

- (1) 氏名
 - (2) 性別
 - (3) 勤務先名称
 - (4) 現住所地名（市区町村名のみ）
 - (5) 役職名
- 2 会長は、前項各号の内容について役員に異動があったときは、すみやかに最新の名簿情報を公表するものとする。

(欠員)

第13条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第15条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得、総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会が設立した日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員選任については、原始定款の定めによる。
- 3 この規則は、2012年3月20日から施行する。
- 4 この規則は、2015年6月27日から施行する。